

國學院大學學術情報リポジトリ

「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」：
「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法：論考篇

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001150

「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」

——「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法——論考篇——

高 塩 博

はじめに

- 一 「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」とに関する研究史
- 二 「評定所御定書」とそれに先立つ「評定所法規集（仮称）」
- 三 「公事訴訟取捌」の成立
- 四 「評定所御定書」および「公事訴訟取捌」の編纂途次の伝本
- 五 「公事訴訟取捌」と「公事方御定書」との関係
むすび

はじめに

「公事方御定書」の編纂下命は、元文二年（一七三七）閏十一月九日のことである。この日、その御用掛として寺社奉行牧野越中守（貞通）、町奉行松波筑後守（正春）、勘定奉行杉岡佐渡守（能連）が任命された。¹ その前月、

左の奥書⁽²⁾を持つ法律書が成立した。

右三百七拾余箇条は、元文二年巳十一月、従三奉行窺之上、評定所之御定書也、以下、この法律書を「評定所御定書」と呼ぶこととする⁽³⁾。

また、「公事方御定書」の成立は寛保二年（一七四二）三月のことであるが、その編纂と併行して「公事訴訟取捌」という法律書も成立している。これの写本は実に夥しい数が今日に伝存している。後述するように、「公事訴訟取捌」は「評定所御定書」を増補整備した法律書であり、巻末に「寛保二戌年四月」という日付が記され、続いて左の記事を載せている⁽⁴⁾（括弧は引用者）。

時服七 寺社奉行
牧野越中守（貞通、寺社奉行）

同 四 町奉行
石河土佐守（政朝、北町奉行）

同 四 御勘定奉行
水野対馬守（忠伸、勘定奉行）

右は御定書御用相勤候ニ付、於

御座之間 御目見、且又拝領物有之、

戌四月六日

金老枚 御勘定評定所留役
浅井半左衛門（豫充）

同 断 同 断
鵜飼左十郎（実道）

銀五枚

支配勘定評定所書物方
岩佐郷藏（茂矩）

同 断

同 断
倉橋武右衛門（景平）

右は御勘定御用相勤候ニ付、於躑躅之間被下之旨、松平左近將監殿被仰渡之、

戊四月八日

これらの人々は御定書御用掛を勤めた三奉行と御勘定御用を勤めた実務役人であり、それらの仕事に対して褒賞が与えられたことを示す記事である。⁽⁵⁾ 右の日付がなにを意味するのか、また右の褒賞記事がなにを意図して巻末に書き付けられたのか、ともに興味深くかつ重要な問題である。

本稿は、「評定所御定書」ならびに「公事訴訟取捌」を翻刻すると共に、その成立過程を跡づけて、これらの法律書が幕府法上どのような位置づけが与えられるべきかを考察するものである。大方の御示教を得られるならば幸いである。

一 「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」とに関する研究史

「評定所御定書」に言及したのは、石井良助氏と荃田佳寿子氏である。石井氏は、「元文式年巳十一月、三奉行伺之上、評定所之御定書也」という奥書の存する法律書を初めて紹介された。その法律書は「庁政談」という表題をもつ写本であり、同氏編『近世法制史料叢書』第三（昭和十六年、弘文堂書房、昭和三十四年に創文社より復刊訂正版）に国立公文書館内閣文庫蔵本を底本として翻刻紹介された。石井氏は同書の序のなかで解題を記し、奥書が正

しければ「幕府官撰の定書であるが、果して、「三奉行伺之上、評定所之御定書」なりや否や疑問の餘地があり、或は私撰の法律書ではないかとも察せられる」と指摘された。石井氏はまた、「公事方御定書制定前の法制を徴すべき貴重史料である事は疑なく」とも述べておられる。本書を翻刻紹介された所以であろう。しかし、「内閣文庫本は誤脱甚だしく、意味不明の箇所も少なくない」という。「庁政談」の名で伝わる写本は少ないが、「類本は多く存する」とも述べておられる⁽⁶⁾。

その後、荃田佳寿子氏はご自身の勤務される明治大学刑事博物館（現在は明治大学博物館刑事部門）の所蔵本を中心として「評定所御定書」の類本二四部を調査され、おもに法文数と項目立ての相違に依拠して類本を三群に分類し、その知見に基づいて編纂に従事した人々や本書の性格などにも言及しておられる⁽⁷⁾。

その研究によると、第一群は、「二七〇箇条前後で、元文二年二月、古例、先例を中心とした」伝本である。項目については、イ、「公事訴訟取捌」「奉公人出入」の項目を欠き、ロ、「質田畑論」「借金家質出入」の二項を合わせて「質田地論借金」の項目となっており、ハ、「裁許破綻背」「御仕置者」の項目が独立しているという。その伝本として、「当時御法式」上下巻一冊（明治大学博物館蔵黒川真頼旧蔵本）を翻刻する。上巻部分がその伝本に該当し、二七二箇条から成る。

第二群は、三七〇条前後の箇条立てで、第一群を原本として、イ、「公事訴訟取捌」の項目が立ち、ロ、「質田地論借金」の箇条が倍増し、ハ、「裁許破綻背」「御仕置者」の箇条を増補し、増補分を「裁許破綻背」「御仕置者」のいずれの後段に置くかによって系統が分かれるという。その伝本として、「御当代式目」一冊（明治大学博物館蔵伊勢国度会郡田曾浦文書）を翻刻する。この写本は、三七一条からなり、元文二年十一月の「原形に一番近い」伝本であるという。したがって、「評定所御定書」は「元文二年十一月に新たに成立したものではない」と指摘する⁽⁸⁾。

第三群は、三八〇条から四一五条前後の箇条立てで、イ、「質田畑論」「借金家質出入」が分離して項目が立てられ、ロ、「奉公人出入」の項目が独立し、ハ、「裁許破綻背」「御仕置者」の二項を合わせて「裁許破綻背其外御仕置者大概」となる。荻田氏はまた、第二群と第三群との間に「種々の類本がある」と指摘する⁽⁹⁾。

「評定所御定書」の編纂に関し、荻田氏は「公的な編纂ではないにしても、また……吉宗の手に受納されたものではないにしても、勘定奉行支配——評定所留役以下の属吏によって、……編纂が試みられ流布され、地方書に影響を与えたことだけはたしかである」と説く。また、その法律書としての性格については、

「御仕置書」というより、「公事訴訟」の先例集である。箇条書のほかに追加法令、地方覚書、勘定奉行所関係の諸法令を合集し、代官、手代を通じて安直な実務地方書として、一般に流布していったようである。そのため「庁政談」系統本は、「律令要略」「公事方御定書」が流布されるようになってもお、地方にかかる「先例集」の性格を持続したのである。

と述べる⁽¹⁰⁾。荻田氏はまた、「評定所御定書」の内容的特徴について、

「古法」「古例」「旧例」「通例」「任先規」「任例」「例多シ」「例有之」「例無之」の用語が随所にみられる。後段に「裁許破綻背」「御仕置者」の項があるが、中心は「国郡境論」「山野入会村境論」「漁獵海川境論」に始まる、地方にかかる諸慣例、先例の集成である。

と解説する⁽¹¹⁾。荻田氏の研究において重要なことは、

「当時御法式」「公事方御掟法書」「御当代式目」といった法式、掟法、式目から、「公事訴訟取捌」の項目が増補されると、冒頭の題名をとった名称が一般的になる。

と記すことである⁽¹²⁾。これは要するに、「公事訴訟取捌」は「評定所御定書」の第一群の類本を増補した法律書であ

ることを語っているのである。

荃田氏の後、林紀昭、橋本久、藪利和の三氏によって「公事訴訟取捌」の翻刻がなされた。林氏は、福山市立福山城博物館付属鏡櫓文書館収蔵浜本文庫の「御定書写」を翻刻紹介された。⁽¹³⁾ この「御定書写」は備後国福山藩（譜代大名阿部氏一〇万石）の城代家老佐原作右衛門義昶が安永二年（一七七三）に書写したもので、その内容は「公事訴訟取捌」である。この翻刻は、「庁政談」（『近世法制史料叢書』三所収）、「公事訴訟取捌御定書」（荃田『江戸幕府法の研究』所収）、「律令要略」（『近世法制史料叢書』二所収）の法文と同一または類似するものについての注記を施すので、おおいに有用である。

橋本氏は、二種類の「公事訴訟取捌」を翻刻しておられる。第一は、弘前大学附属図書館蔵の弘前藩士菊池形左衛門の書写本である（書写年不明）。⁽¹⁴⁾ 第二は、京都大学法学部蔵本であり（書写年不明）、弘前大学本と対比する目的で、「やや異なる内容をもつ」伝本を翻刻されたのである。⁽¹⁵⁾ 橋本氏は本書の解題において、「公事方御定書の制定過程にかかわって、まとめられたらしい」、「内容が刑事のみならず民事紛争処理の公的基準を示すものでもあることから、広く写し伝えられるものとなったようである」と指摘された。この指摘は、本書を考察するにあたり留意すべき事項である。なお、橋本氏は「公撰か私撰かは明らかでなく、後者の可能性が濃い」とも述べておられる。⁽¹⁶⁾ 橋本氏は、これらの翻刻を進めるにあたって、第二群にあたる写本四、第三群にあたる写本一七、都合二一の伝本を調査し、「『公事訴訟取捌』小考」と題する論考を公表された。⁽¹⁷⁾

その後やや時間をおいて、藪利和氏は東京大学法学部法制史資料室蔵の「公事訴訟取捌」を翻刻紹介された。⁽¹⁸⁾ しかし残念なことに、この翻刻には解題が施されていない。京都大学法学部本と比較するに、法文の出入がごく少しながら見られ、配列についてもわずかな差異が存するにすぎない。

以上が管見に入った「評定所御定書」および「公事訴訟取捌」についての先行研究である。これらの研究に導かれながら、両書がいかなる法律書なのかについてあらためて考察を加えよう。

二 「評定所御定書」とそれに先立つ「評定所法規集（仮称）」

奥書に「右三百七拾余ヶ条は、元文二年巳十一月、従三奉行窺之上」という文言のある写本の中には、「評定所御定書」あるいは「御評定所御定書」という表題をもつ伝本が存する（註(3)参照）。これらの表題が本書の内容と成立経緯とにもつとも即応していると思われる。

「評定所御定書」の写本は各地に少なからず伝存していると推測されるが、本稿を草するにあたって調査できた比較的良質な伝本は、

- (1) 「御評定所御定書」（名古屋大学法学図書室蔵奥野彦六旧蔵本、架号三三二・二九―G五五）
- (2) 「評定所御定書」（国立公文書館内閣文庫蔵「雜留」第十四冊所載、架号一八一―三九）
- (3) 「御評定所御定書」（実践女子大学図書館奥村藤嗣文庫蔵、架号三三二・一五―H九九）
- (4) 「公裁一件」（明治大学図書館蔵、架号三三二・一一―二八）
- (5) 「評定所御定書」（著者蔵）

などである。これらの伝本のうち、(1)の名古屋大学本がもつとも良質と思われるので、本書を底本として翻刻する。しかしながら、転写の際に生じたと覚しき法文の欠落が若干ながら存し、誤字脱字もまた散見されるので、校合本としては(2)(3)(4)を主として用い、(5)も参考とした。⁽²⁰⁾

校合の結果明らかとなったのは、「評定所御定書」は本来、三八一箇条の法文数で構成されているということである。この法文数は奥書にいう「三百七拾余ヶ条」と大略一致する。本文中、五つの項目が立てられている。すなわち、跡式家督養子等之事并夫妻離縁先住遺跡之事（三九条、離旦寺社（二八条、質田畑（二〇条、借金家質（二二条、裁許破綻背（二七八条）である。²¹⁾ 法文数は、冒頭から跡式家督養子等之事并夫妻離縁先住遺跡之事に至る間に一〇四条を数える。この一〇四条に關し、論述の都合上、「」をもって項目名をつけて分類すると、その内訳は「公事訴訟取捌」（二二条）、「国郡境論」（七条）、「山野入会村境論」（二五条）、「魚獵海川境論」（一八条）、「田畑埵論」（一四条）、「堤堰用水論」（二二条）、「証拠証跡用不用」（九条）、「馬繼河岸場市場論」（一七条）である。ところで、「評定所御定書」とほとんど同じ法文で構成されるが、法文数がおよそ一〇〇箇条少ない伝本が存する。荻田氏が第一群に属する伝本として翻刻された、

(1) 「当時御法式」（明治大学博物館蔵、荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』四八四～五三七頁所載）
 がそれである。このほかに、

- (2) 「公裁録」第三冊収載の「公裁之御条目」（明治大学図書館蔵三浦周行旧蔵本、架号三二・一五一～一六）
- (3) 「公裁書并御定法」⁽²²⁾（著者蔵、宝曆十三年（一七六三）書写）
- (4) 「御評定所御定書」⁽²³⁾（著者蔵）の前段部分

がそれに該当する。いま仮に、四本に共通する内容を「評定所法規集（仮称）」と称することとする。四本共に、法文の脱落や誤字脱字が見られるが、この度は、(4)「御評定所御定書」を底本として「評定所法規集（仮称）」を翻刻し、(1)(2)(3)の三本と校合することにより、「御評定所法規集（仮称）」の本来の姿に近づけようと思う。その結果、「評定所法規集（仮称）」という法律書には一一の項目が立てられており、二八〇条の法文が一二に分類配列さ

れていることが判明した。同時に、翻刻の底本である(4)には、法文の脱落が一〇箇条存し、誤字脱字も少なくないことも明らかとなった。

誤字脱字が多いにもかかわらず、(4)「評定所御定書」を底本とした理由は、前段部分の「評定所法規集（仮称）」を理解するには後段部分も重要だと考えるからである。後段部分には、二三項目にわたって触書や評定所評議、評定所留役の照会などが採録されており、その内容はほとんどが質地に関する事柄で占められる。幕府は土地政策に關し、享保七年（一七二二）、質地を流地とすることを禁止して寛永の田畑永代売買禁止の旧に復した。しかしそのために混乱が生じ、早くも翌八年には再び流地を認めるように質地の扱いを戻した。後段部分は、質地をめぐる紛争処理という実務上の必要のため、幕府土地法の沿革、評定所評議、評定所留役の照会とその回答などを掲載するのである。また、六の覚の前には「伺書其外留書之写、三奉行内寄合取計評議、附、留役吟味之仕様」とあり、ここに「留役吟味之仕様」と見えることに留意する必要がある。このような内容や文言からするに、本書の後段部分は、実務に携わる評定所留役の手によつて編集されたと考えられるのである。⁽²⁵⁾そこで再び前段部分を眺めると、冒頭には「覚」とあり、末尾を「右之通常々役人は心掛可申事也」で締めくくる。⁽²⁶⁾ここに言う「役人」とは評定所留役をはじめとする実務役人のことであろう。つまり、(4)「御評定所御定書」は前段後段とも、評定所留役などの実務役人が、業務遂行の必要上、自分たちでまとめた法規集であつたと考えるべきであろう。

「評定所法規集（仮称）」の内容は次のようである。全二八〇条を一二に分類する。冒頭の七箇条は後に国郡境論という項目となる部分で、この段階では項目名を設けていない。第八条目以降に一一の項目が存するのである。すなわち、山野入会村境論（二四條）、魚獵海川境論（二八條）、田畑埜論川附寄（二二條）、堤堰用水論（九條）、証拠証跡用不用（五條）、馬繼河岸場市場論（二七條）、跡式養子離別後住論并引取人（四一條）、離旦之事（一八條）、質

田畑論借金之事（二二条）、裁許破綻背（五二条）、御仕置者（六五条）である。前述したように、底本においては冒頭に「覚」の文字を冠し、末尾に「右之通常々役人は心掛可申事也」という文言が置かれている。本書は、主として出入筋を裁く指針として、法慣習や判例などを条文体の法文に直して、その法文を大雑把ながら、いくつかの項目に類集したものである。

「評定所法規集（仮称）」二八〇条と「評定所御定書」三八一条とを比較すると、後者に継承しなかった法文は、跡式養子離別後住論并引取人に一箇条、離旦之事に一箇条、質田畑論借金之事に一箇条、裁許破綻背に一箇条の合計一四箇条にすぎない（翻刻において波線を施した法文）。増補法文は一六箇条に達する（翻刻において傍線を施した法文）。増補法文は、冒頭の「公事訴訟取捌」に一二箇条、「山野入会村境論」に一箇条、「田畑埜論」に二箇条、「堤堰用水論」に二箇条、「証拠証跡用不用」に四箇条、離旦寺社に二箇条、質田畑に九箇条、借金家質に一二箇条、裁許破綻背に七二箇条である（「」を付した項目名は説明の便宜上、仮に与えたものである）。また、若干の法文については、規定を追補している。すなわち、田畑埜論、離旦寺社に各一条、質田畑に二箇条、裁許破綻背に三箇条である（追補規定にも傍線を施した）。

「評定所御定書」は一六箇条を増補し、一四箇条を継承しなかった。それ故、法文数は一〇二箇条増えたことになる。しかしながら「評定所御定書」は、「評定所法規集（仮称）」の連続する二箇条を一箇条にまとめたのが一箇所に存するので（跡式家督養子等之事并夫妻離縁先住遺跡之事第三十条、法文数の増加は一〇一箇条である。また「評定所御定書」は、山野入会村境論から馬継河岸場市場論までの六つの項目立てを取りやめとし、それ以下の項目については次のような改変を施した。すなわち、跡式養子離別後住論并引取人を跡式家督養子等之事并夫妻離縁先住遺跡之事、離旦之事を離旦寺社とそれぞれ改めて、内容をより精確に表示した。質田畑論借金之事に関しては

法文を大幅に増補して、その法文を質田畑と家賃借金との二項目に分けて配置した。また、御仕置者という項目を廃し、その法文を裁許破綻背の増補法文の後ろに配置した。要するに、元文二年十一月成立の「評定所御定書」は、「評定所法規集（仮称）」なるものが既に存在していて、それに法文を大幅に増補したものである（荻田氏が「評定所御定書」は「元文二年十一月に新たに成立したものではない」と述べるのは、このことを指すのであろう）。

右に述べた「評定所御定書」の成立過程が正鵠を射ているならば、奥書の解釈をめぐっての官撰、私撰の問題は次のように理解すべきではなからうか。すなわち、「評定所御定書」は、將軍ないしは老中よりの編纂下命があつて出来たのではない。したがって、官撰と呼ぶのは適當ではない。それでは私撰とみなすべきかというに、これも実情にそぐわない。本書は、実務遂行の要請から評定所留役などが役所内において編纂していた「評定所法規集（仮称）」がすでに存在していて、これに法文を増補した上で、評定所一座の三奉行が老中に申請して幕府法の認定を受けたものであつた。つまり、幕府公認の法律書と呼ぶのが成立過程の実態に即した見方ではなからうか。

増補法文は裁許破綻背に七二箇条を数えて圧倒的多数を占める。重要なことは、冒頭に裁判管轄と訴訟手続等に関する一二箇条を置いたことである。たとえばその第六条に「一御料所之百姓出入、其所支配人添状無之ハ、不取上之、」という法文を置き、第八条に「私領之百姓、地頭え願候時、久敷不取上、」という規定を置いたように、この増補は、全国にまたがる幕府直轄領や旗本領における訴訟をも視野におさめているのである。「評定所御定書」が幕府法としての地位を有していたことは、(1)の「御評定所御定書」（名古屋大学法学図書室蔵）に見える左の奥書がこれを如実に語っている。すなわち、

右之通御評定、

大御所様御代御当代御定書三百七拾余ヶ条は、元文二年巳十一月、三奉行窺之上記之、

京・大坂・奈良・堺・伏見・長崎・佐渡・駿河・日光、諸御代官所迄申達候御定書卷六冊之写、

寛延元年

というものである。⁽²⁷⁾ この奥書を信じるならば、「評定所御定書」は京・大坂の町奉行所をはじめとして奈良以下の遠国奉行所、および全国各地の直轄地を治める諸代官の役所に伝達されたのである。

なお、「評定所御定書」はその奥書に「元文二年巳十一月三奉行窺之上」という文言を記すけれども、伝本の多くが元文三年二月の日付をもつ質地に関する触書を、借金家質出入の項の末尾に掲載する。これは元文二年十一月成立の後における追記と見るべきであろう。⁽²⁸⁾

三 「公事訴訟取捌」の成立

「公事訴訟取捌」は、茎田氏が「評定所御定書」の類本の第三群とした諸本がこれに該当する。前述したとおり、四種類の伝本が翻刻されている。本書は「評定所法規集（仮称）」「評定所御定書」に比してはるかに多くの写本が伝存している。調査不足もあって、脱落法文が皆無にしかつ誤字脱字の少ない善本にまだ遭遇していない。そこでこの度は、比較的良質と思われ、しかも来歴の明瞭な左記の伝本(1)を底本としてあらためて翻刻した。

- (1) 「公事取捌記」（国立公文書館内閣文庫蔵、架号一八一―四一）
校合本としては、左記の(2)(3)を用いた。
- (2) 「公事訴訟取捌」（明治大学図書館蔵公爵毛利家文庫本、架号三三二・一―一四）
- (3) 「公事訴訟取捌」（明治大学博物館蔵、架号〇〇―一四九）

その他、橋本氏翻刻の京都大学法学部本、藪氏翻刻の東京大学法制史資料室本などを参考とした。

底本とした(1)「公事取捌記」には、「大淀文庫蔵書記」という蔵書印（陰刻）が捺されている。すなわち本書は、山城国淀藩（譜代、一〇万二〇〇〇石）の第七代藩主稲葉丹後守正誥（まことのまこと）の旧蔵本なのである。⁽²⁹⁾ 稲葉正誥は奏者番（天明元年～同七年）、寺社奉行（天明七年～同八年）、大坂城代（享和二年～同四年）、京都所司代（享和四年～文化三年）などの幕府要職を歴任し、その任務を遂行するために数々の記録を書き遺した。⁽³⁰⁾ 本書もその中の一冊である。おそらくは右筆が筆写したと思われるが、執務の必要から書写させて所持した伝本であることに間違いないであろう。本書は、前段六一丁と後段二四丁とをもつて構成される。前段がすなわち「公事訴訟取捌」であり、その冒頭には目次として「公事捌目録」を置く。管見によるに、冒頭の目次は本書特有であり、他の伝本には見られない。

「追加」で始まる後段は、一二項目の記事を収載する。その内容は、触書および触書とすべしと指示する老中書付など（一・四・五・七・八・十二～十八）を主とし、評定所留役への照会と回答（二・九）、「公事方御定書」の編纂上の法文（十一）、評定所一座の申合（二十）などである。後段記事のうち注目すべきは、「御仕置之部」と題して「公事方御定書」の編纂上の法文を収載する点である。その意味するところは後述する。後段の記事中、十八の「安永末年」が最下限の年号である。したがって、後段の成立は安永四年（二七七五）以降であり、前段を含めて書写したのもやはり安永四年以降ということになる。

「公事取捌記」は譜代藩の藩主自らが所持した「公事訴訟取捌」である。前に紹介したように、林氏が翻刻された「御定書写」は、譜代大名阿部氏の福山藩において城代家老の地位にある佐原作右衛門が書写した「公事訴訟取捌」である。安永二年（二七七三）の筆写である。⁽³¹⁾

対校本の(2)「公事訴訟取捌」（明治大学図書館蔵）もまた大名家の所持した伝本である。本書は明治大学図書館が

所蔵する公爵毛利家文庫本のなかの一冊である（美濃本、墨付五一丁）。四箇条の脱落法文を存し（裁許破綻背其外御仕置大概の項の第二十四、第四十九、第七十六、第八十の各条）、誤字脱字等も少なからず見られるが丁寧な筆致であり、ふりがなを多数施した良質な伝本である。その原表紙には「柳営」の二字が大書されている。外様大名毛利氏の長州藩においても、「公事訴訟取捌」を幕府法と認識し、これを所持していたのである。⁽³³⁾ 前述したように、外様大名津軽氏の弘前藩においては、藩儒菊池形左衛門が本書を書写した。⁽³⁴⁾

幕府の代官もまた「公事訴訟取捌」を備えていた。明治大学博物館蔵の越後国蒲原郡大面村文書（現、新潟県三条市）の「御定書」という表題を持つ伝本がそのことを語っている。本書には、左記の奥書が存する。⁽³⁵⁾

此一冊、岡方組庄屋新田見曾左衛門殿組方に出入有之、宝暦三酉年、江戸え罷登候節、御代官内藤十右衛門様より写取候由、借請写置、

宝暦四甲戌年四月

この奥書によるに、岡方組の庄屋新田見曾左衛門は、訴訟のため江戸に滞在した際、幕府代官内藤十右衛門から「公事訴訟取捌」を書写させてもらったのである。それは宝暦三年（一七五三）のことであり、本書はその翌年の転写本である。

右にながめた諸事実から考えるに、「公事訴訟取捌」が幕府法であることに疑念をさしはさむ余地はない。

次に、「公事訴訟取捌」の内容を確認しよう。諸本と校合のうえ翻刻した結果、次の点が明確となった。第一は本書が四二一条から成ること。第二は、「公事訴訟取捌」は「評定所御定書」の法文をすべて継承していること。第三は、「評定所御定書」において一箇条であったのを二箇条に分離した場合が三箇所に存すること（公事訴訟取捌第十一・十二条、跡式養子離別後住并引取人第三十・三十一条、裁許破綻背其外御仕置者大概第三十三・三十四条）。した

がつて、本書は「評定所御定書」よりも法文数としては四〇箇条多いが、実質は三七箇条の増補である（翻刻において傍線および二重傍線を施した法文）。「公事訴訟取捌」は、全四二一条を一四の項目に配分している。すなわち、公事訴訟取捌（二三条）、国郡境論（七条）、山野入会村境論（二六条、うち増補一条）、魚獵海川境論（一八条、田畑埜論（二四条）、堤井堰用水論（二三条、うち増補一条）、証拠証跡用不用（九条）、馬継河岸場市場論（一八条、うち増補一条）、跡式養子離別後住并引取人（四〇条）、寺社并離旦出入（二二条、うち増補二条）、質田畑論（二六条、うち増補六条）、借金家質出入（二四条、うち増補三条）、奉公人出入（二〇条）、裁許破綻背其外御仕置者大概（一九二条、うち増補二三条）である。これらの内容を概括的に述べれば、第一項の公事訴訟取捌は訴訟手続に関する法文、第二項の国郡界論から第十三項の奉公人出入までは出入筋を裁くための法文、第十四項の裁許破綻背其外御仕置者大概は吟味筋を裁くための法文ということになる。

本書の表題は冒頭の項目名を採用したものである。⁽³⁷⁾ 項目名の多くは「評定所法規集（仮称）」のそれを採用している。新たに設けた項目は、公事訴訟取捌、国郡境論、奉公人出入であり、項目名にわずかな変更を加えたのは田畑埜論、堤井堰用水論、跡式養子離別後住并引取人、寺社并離旦出入である。第十三項奉公人出入の一〇箇条は、「評定所御定書」の裁許破綻背に配置されていたのを抜き出してここに独立させたのである。第十四項の裁許破綻背其外御仕置者大概においては、二三箇条の法文を増補し、法文の配列を大きく変更している。前述したように、「評定所御定書」は、「評定所法規集（仮称）」に基づいて法文を大幅に増補したものであったが、一四箇条の法文についてはこれを継承しなかった。ところが、「公事訴訟取捌」はこのうち一〇箇条を復活させている（寺社并離旦出入一条、裁許破綻背其外御仕置者大概九条、翻刻において二重傍線を施した法文）。また、「評定所御定書」の跡式家督養子等之事并夫妻離縁先住遺跡之事第三十条の法文について、「評定所法規集（仮称）」の旧に復してこれを二箇

条に分離させている。したがって、「公事訴訟取捌」は、「評定所法規集（仮称）」の旧に復した側面も併せもっているのである。

以上を要するに、「公事訴訟取捌」は「評定所御定書」に若干の法文を追加すると共に項目立てをおこない、さらに法文の配列を整備して出来上がったものである。ごくわずかではあるが、法文に修正を加えた場合も見られる（翻刻においてはこの部分にも傍線を施した）。増補整備の際、本書の出発点となった「評定所法規集（仮称）」をも参照したのである。

「公事訴訟取捌」は、「評定所御定書」の奥書を省き、これに替えて前掲の褒賞記事を載せた。すなわち、寛保二年四月六日には御定書御用掛の三奉行に時服を、同月八日には評定所留役と評定所書物方に金銀を与えたとする記事である。三奉行に対する褒美は、「公事方御定書」編纂の労をねぎらったものと解するのが一般的であり、この解釈に異論を差し挟む余地はないであろう。一方、浅井半左衛門以下の四人の実務役人に対しては、「御勘定御用」をねぎらった褒美である。評定所留役らの役人たちが「公事方御定書」のみならず、「公事訴訟取捌」の編纂にも従事したためであろう。⁽³⁸⁾

御定書掛三奉行もまた実務役人と同様に、「公事方御定書」編纂のみならず、「評定所御定書」の増補整備にも関与した。その徴証は左の記事から看取される。

右ハ元文五庚申年七月、於 公儀、寺社御奉行牧野越中守殿、御町奉行石川土佐守殿、御勘定奉行水野对馬守殿被仰付評定所式目之分、御改被 仰付出来之御書付之由、崎国屋喜右衛門取出、同閏七月下旬写持参、本紙校合畢、

この記事は、前掲した「公裁録」（全三冊、明治大学図書館所蔵）の第三冊中に収載する「公裁之御条目」の奥書

である。⁽³⁹⁾「公裁之御条目」の内容は、「評定所法規集（仮称）」である。しかしながら、この奥書は「評定所御定書」の改訂増補について記したものと解さなければ意味が通じない。すなわち、ここに「評定所式目」と記すのが「評定所御定書」を指すと解さねば意味が通じない。これの「御改」が寺社奉行牧野越中守以下の御定書掛三奉行に命じられ、その作業が元文五年（一七四〇）七月に功成り、その「公事訴訟取捌」（実は「評定所法規集（仮称）」を崎国屋嘉右衛門なる人物（おそらく公事宿の主人であろう）が早速に持ち出して同年閏七月にその写しを持参したと言うのである。

御定書掛三奉行を褒賞したという記事を「公事訴訟取捌」の末尾に書き付けたこと、および右の「公裁録」奥書の記事を併せ考えるならば、「公事訴訟取捌」の編纂には御定書掛三奉行もこれに携わったと見るべきであろう。

今日に伝存する「公事訴訟取捌」の多くには、巻末に「寛保二戊年四月」の日付が存する。後述するように、この日付は「公事訴訟取捌」の施行期日を示すと考えられる。したがって、「公事訴訟取捌」の成立は、これと同時に、あるいはそれ以前ということになるが、成立期日を明確にすることはできない。⁽⁴⁰⁾

ところで、「公事訴訟取捌」の末尾に褒賞記事を掲載したのは、どのような意図によるのだろうか。その意図を次のように推測してみた。すなわち、「公事訴訟取捌」は「評定所御定書」の場合と同様、遠国奉行所や代官役所にも通達し、それらの裁判役所において用いるものである。それ故、この記事を書き付けることはそれが幕府の制定法であることを明示し、幕府法としての権威を付与することであった。つまり、この褒賞記事を書き付けたことにより、幕府公認の「評定所御定書」から、御定書掛が編纂した幕府制定法としての「公事訴訟取捌」へと脱皮したのである。

なお、「評定所法規集（仮称）」「評定所御定書」「公事訴訟取捌」の三者を比較対照するために、項目名と法文数

を一覧表として揭示しておく(二)で囲んだ項目名は、比較対照の便宜のために筆者が補ったものである。

「評定所法規集(仮称)」11項280条	「評定所御定書」5項381条	「公事訴訟取捌」14項421条
〔国郡境論〕 山野入会村境論 魚獵海川境論 田畑埜論川附寄 堤堰用水論 証拠証跡用不用 馬繼河岸場市場論 跡式養子離別後住論 并引取人 離旦之事 質田畑論借金之事 裁許破綻背 御仕置者 7条 14条 18条 12条 10条 5条 17条 41条 18条 21条 52条 65条	〔公事訴訟取捌〕 〔国郡境論〕 〔山野入会村境論〕 〔魚獵海川境論〕 〔田畑埜論〕 〔堤堰用水論〕 〔証拠証跡用不用〕 〔馬繼河岸場市場論〕 跡式家督養子等之事并夫妻離縁 先住遺跡之事 離旦寺社 質田畑 借金家質 裁許破綻背 12条(増12条) 7条 15条(増1条) 18条 14条(増2条) 12条(増2条) 9条(増4条) 17条 39条 19条(増2条) 20条(増9条) 21条(増12条) 178条(増72条)	公事訴訟取捌 国郡境論 山野入会村境論 魚獵海川境論 田畑埜論 堤井堰用水論 証拠証跡用不用 馬繼河岸場市場論 跡式養子離別後住 并引取人 寺社并離旦出入 質田畑論 借金家質出入 奉公人出入 裁許破綻背其外御仕置者大概 13条 7条 16条(増1条) 18条 14条 13条(増1条) 9条 18条(増1条) 40条 21条(増2条) 26条(増6条) 24条(増3条) 10条 192条(増23条)

四 「評定所御定書」および「公事訴訟取捌」の編纂途次の伝本

「評定所御定書」および「公事訴訟取捌」がこれだけ重要な幕府法であるにもかかわらず、それらについての研究はほとんど進まなかった。前述したように、研究に取り組んだのは荃田佳寿子氏と橋本久氏の兩人にすぎない。それは研究を阻害する要因が複合的に横たわっているからだと思われる。その第一は、「評定所法規集（仮称）」「評定所御定書」「公事訴訟取捌」の三種類の伝本が巷間に伝存していることである。伝本の数としては「公事訴訟取捌」が多数を占め、総体としても膨大な分量に達する。三種類の伝本は、内容が近似しているにもかかわらず、法文数に大きな差異が見られ、法文の配列についても相違する箇所が存する。そもそも成立過程が判明していないので、何をもって正本とするかも皆目つかめないのである。

研究を困難ならしめている第二の要因は、表題の多様さにある。これらの伝本は、表題を「評定所御定書」「公事訴訟取捌」とするばかりでなく、石井良助氏の翻刻した「庁政談」をはじめとして、様々な表題がつけられている。その表題を荃田氏の調査された二四本で見ると、⁽⁴³⁾「当時御法式」「公事方御掟法書」「御当代式目」「掟裁要鑑」「公裁要鑑」「昇平規則」「知書記」「律令政要録」「律令用集」「聞書秘訣」などの書名が存し、⁽⁴⁴⁾また橋本氏の調査された二一本について見るならば、「政要録」「公裁秘格」「秘書」「公政秘談録」「公儀目安」などの書名が存し、⁽⁴⁵⁾著者蔵本のなかにも「公事方大概」「公裁大概」「上裁大意」「評定律令」「公事秘録」「定例」「御公儀新規御定法」「評定所公裁定書」などの表題が見られる。実に多種多様の表題が与えられているのである。⁽⁴⁶⁾

研究を阻害する第三の要因は、各伝本とも、転写の間に生じた誤写が著しいことである。誤字脱字はまだしも、

法文自体を脱落させることが多い。加えて、隣り合う法文の配列に前後が生じたり、改行すべき次条を追いついて書写したりする場合も少なくない。⁽⁴⁴⁾

こうした状況にあつて、法文数と項目立てを目安として、伝本を三群に分類された茎田氏の考証は、「評定所御定書」「公事訴訟取捌」を考察するための契機を築いた研究として顕彰されるべきであろう。

研究の困難に拍車をかけているのは、編纂途次の姿を示す写本もまた民間に流出して書写されていることである。この伝本は少数であるにしても、その存在が研究の障害となつてゐることは否めない。したがって、研究阻害の第四の要因として解説を加える必要がある。最初に、「評定所法規集（仮称）」と「評定所御定書」との間に位置付けるべき伝本を紹介しよう。茎田氏が「評定所御定書」の「原形に一番近い」⁽⁴⁵⁾として翻刻された「御当代式目」（明治大学博物館蔵）がそれである（「茎田著書」五一五～五三七頁）。「御当代式目」と今回翻刻した「評定所御定書」とを比較してみると、次のような目立つ差異を発見できるであろう。第一は、山野入会村境論、魚獵海川境論をはじめとする「評定所法規集（仮称）」の項目立てをそのまま残していることである。たとえば、質田地論借金⁽⁴⁶⁾の項目をいまだ存し、これを質田畑と借金家質に分割しておらず、末尾を裁許破綻背と御仕置者との二項目としているのである。

差異の第二は、「評定所御定書」が裁許破綻背の項の次に増補法文を配置するのに対し、本書はその法文を御仕置者の項ののち、つまり最末尾に増補法文を置く点である。第三は、「評定所御定書」が継承しなかった一四箇条を、「御当代式目」がすべて継承していることである（離旦一箇条、質田地論借金一箇条、跡式養子離別後住并引取人一箇条、裁許破綻背一一箇条）。このように、本書は「評定所法規集（仮称）」を基としてこれに法文を増補してはいるものの、⁽⁴⁷⁾「評定所法規集（仮称）」の旧の姿も残している。これらの異同から考えるに、「御当代式目」は「評定

所法規集（仮称）」から「評定所御定書」に移行する過渡期の姿、すなわち編纂途次の状態を示しているのである。⁽⁴⁸⁾したがって、「評定所御定書」は「御当代式目」の形を経て、これをさらに整備したものなのである。⁽⁴⁹⁾

「御当代式目」は、冒頭に裁判管轄と訴訟手続等に関する法文を増補して⁽⁵⁰⁾おり、この点は「評定所御定書」に同じである。ただ、これに公事掛りという項目名を与えている点の特徴であり、この項目名が「評定所御定書」の編纂途次の伝本を見分ける第一の手掛かりである。⁽⁵¹⁾

次に、「評定所御定書」から「公事訴訟取捌」に移行する途中の過渡的状态を示す伝本を紹介しよう。その第一は、荃田佳寿子氏の翻刻する「公事訴訟取捌御定書」（明治大学博物館蔵）である（『荃田著書』五三八～五六四頁）。本書は、「評定所御定書」の法文を備えているが、一四の項目を設けており、法文も三一箇条増えている。一四の項目名は、国郡境論、山野入会村境論、魚獵海川境論、田畑境論、堤堰用水論、証拠証跡用不用、馬繼河岸場市場論、跡式養子離別後住論并引取人、離旦、質田地論借金、借金家質、裁許破綻背、御仕置者である。「評定所法規集（仮称）」の項目名を多く採用している。本書冒頭の公事訴訟取捌の項目が立てられておらず、また、奉公人出入の項目も存しない。増補三一箇条のうちの二箇条が、「公事訴訟取捌」にも見えず、したがって「評定所御定書」にも存しない法文であり、⁽⁵²⁾五箇条は「評定所御定書」が「評定所法規集（仮称）」から継承しなかった法文のうちより復活させたものである。⁽⁵³⁾したがって、残りの一二箇条が純粹の増補法文である。その他、本書には「附紙曰」が二箇所に存し、そこには論所についての注記と三箇条の法文が記される。以上から推察するに、本書は「公事訴訟取捌」に移行する初期段階の伝本である。

本書には奥書が存する。「右御定法書、元文六酉年正月改ル也／右朱書之分、久敬君之本以改之」というものである。この奥書によれば、本書は元文六年正月（二月に寛保改元）の時点の姿を示している。しかしながら、これ

に「久敬君之本」をもって改めた箇所が存するのであり、その改めた箇所が何処なのかは不明である。⁽⁵⁴⁾ ともかくも、「評定所御定書」を基として、これに手を加えた伝本であることは確かである。

「評定所御定書」から「公事訴訟取捌」に移行する途中の過渡的状态を示す第二の伝本として、「評定所裁許之写」という表題をもつ伝本(著者蔵)を紹介しよう。⁽⁵⁵⁾ 奥書に、

此書、何方へ参候ても、山家村山口三右衛門方へ早速御返可被下候、已上、

安永四乙未年七月朔日迄写之、

江府浅草御藏前旅籠町代地

伊勢屋清右衛門旅籠にて書

と記される。山口三右衛門は、出羽国村山郡山家村^{やんべ}(幕府領、現山形県天童市山元)の庄屋であり、山口家六代目の松次郎友昌にあたる。⁽⁵⁶⁾ この奥書によると、本書は、江戸滞在中の山口三右衛門が安永四年(二七七五)七月、浅草御藏前旅籠町代地の伊勢屋清右衛門旅籠にて書写したものである。⁽⁵⁷⁾

「評定所裁許之写」は「評定所御定書」を土台としつつ、三三箇条の法文を増補している。その大部分にあたる二八箇条を巻末にまとめて配置する。それらは、質田畑論の項に置かれるべき六箇条、借金家質の項に置かれるべき二箇条、裁許破綻背の項に置かれるべき二〇箇条である。ただし、増補法文のうち、山野入会村境論の一箇条、堤堰用水論の一箇条、馬継河岸場市場論の一箇条、離壇并寺社之出入の二箇条は、各項のなかに配置される。また、増補にあたっては「評定所法規集(仮称)」を参照しており、「評定所御定書」が継承しなかった十四箇条中、九箇条を復活させている。

裁許破綻背其外御仕置者大概の項の法文配列は、「評定所御定書」のままである。奉公人出入の項目は立てられ

ておらず、この項に入るべき一〇箇条は「評定所御定書」に同じく裁許破綻背御仕置者大概の項に存する。また、元文三年二月の質地に関する触書が、「評定所御定書」の場合に同じく借金家質出入の項の末尾に存する。このように、「評定所裁許之写」という伝本は法文の増補が大方はなされているものの、「評定所御定書」の旧の姿もまた留めている。

項目名に着目すると、「評定所裁許之写」には国郡境論、山野入会村境論、田畑埜論、堤堰用水論、証拠証跡用不用、馬継河岸市場論の項目名が設けられていない。これは、「評定所御定書」の姿を残しているからと考えられる。一方、公事訴訟取捌という項目名を設けたことに注目すべきである。また、海川魚猟の項目名が立ち、離旦寺社の項目名が離壇并寺社之出入に、同様に質田畑が質田地之論に、借金家質が借金家質入出入に、裁許破綻背が裁許破綻背御仕置者大概にそれぞれ変化している。これらは、増補修正の結果であろう。

「評定所裁許之写」が「評定所御定書」から「公事訴訟取捌」へと移行する途中の状態を示す書であることは、本書に次の注記の施されていることから窺い知れる。その第一は、「奉公人出入」という語句の存在である。前述したように、「公事訴訟取捌」は「評定所御定書」の裁許破綻背の項目に存する一〇箇条を抽出して奉公人出入の項目を設けた。本書は、奉公人出入の第一条に該当する法文の冒頭に、「奉公人出入」の語句を注記している（裁許破綻背其外御仕置者大概の第六十九条）。奉公人出入の項目が、やがて独立するであろう徴候がここに看とれる。第二は、「是より又一ヶ条なり」という注記である。これまた前述したように、「公事訴訟取捌」は「評定所御定書」跡式家督養子等之事并夫妻離縁先住遺跡之事の第三十条の法文を、前段と後段とに分割して各一箇条とした。本書は、後段の法文冒頭に、「是より又一ヶ条なり」という注記を置くことにより、独立条文として書写したことが誤写でないことの注意を喚起しているのである。このように、「評定所裁許之写」には、編纂途上にあるこ

とを示す箇所が見いだせるのである。⁽⁵⁸⁾

「評定所裁許之写」と前述の「公事訴訟取捌御定書」とを比較すると、増補の方法に著しい差異がみられる。「公事訴訟取捌御定書」の方は「久敬君之本」をもつて改められているのであり、これに起因した差異と考えられる。ともあれ、両本とも「評定所御定書」を基として、これを増補しているのである。茎田氏は第二群と第三群との間に「種々の類本がある」と指摘するが、⁽⁵⁹⁾「公事訴訟取捌御定書」「評定所裁許之写」の両本は、それに該当する。縷々述べたように、「評定所御定書」および「公事訴訟取捌」の理解を妨げる要因が複雑にからみあつて存在しているのである。

五 「公事訴訟取捌」と「公事方御定書」との関係

「評定所御定書」が元文二年（一七三七）十一月に幕府法として認定されると、その直後の閏十一月九日、「公事方御定書」編纂の下命があり、御定書掛三奉行が任命された。「公事方御定書」はそれから四年半近くの歳月を費やして編纂事業を終え、寛保二年（一七四二）三月二十七日をもつて成立した。翌四月、「奉行中之外不可有他見者也」との秘密文言を奥書に加えてこれを施行に移した。⁽⁶⁰⁾一方、「評定所御定書」もまた、この間に法文を増補すると共に若干の修正と法文配列を整えて「公事訴訟取捌」として成立した。巻末には「寛保二戌年四月」の日付が存する。これは、「公事方御定書」に併せて施行に移した日付と考えられるのである。また、「公事訴訟取捌」は右の日付に続いて御定書掛に対する褒賞記事を掲載する。

これらの事柄から、「公事訴訟取捌」の編纂と「公事方御定書」の編纂とは、両者が密接に関連していることが

容易に推察できるであろう。あらためて言うまでもないのだが、次のことに着目する必要がある。それは「公事方御定書」には出入筋を裁くための規定がほとんど定められていないことである。国郡村の境界、入会、漁業、用水、馬継場や市場、相続、養子、離婚、寺社、質地、借金、奉公人などをめぐる民事的紛争を解決するための法規、これら「公事訴訟取捌」に定める出入筋に関わる規定の大部分を「公事方御定書」に見出すことができない。⁽⁶¹⁾この事實は、「公事方御定書」編纂を開始する際、出入筋を裁く法規については「評定所御定書」に委ねるといふ方針が採られたからだと考えられる。換言すれば、出入筋に対応できる「評定所御定書」の存在を前提とし、「公事方御定書」の方は主として吟味筋を裁くための法典としてこれを編纂したのである。それが証拠に、幕府首脳は「公事方御定書」という法典を「御仕置之御定」すなわち刑事法規と捉えている。⁽⁶²⁾この文言は、「公事方御定書」を施行に移すにあたり、奉行以外他見を禁じる旨を通達した書付に見られるものである。左のとおりである。⁽⁶³⁾

寛保二戌年四月十二日、松平左近将監殿御渡候御書付

此度御定書相極メ、御仕置之御定ニて大切成事ニ候間、奉行中心得ニいたし、猥ニ他見無之様ニ可被相心得候、

戊四月

（傍線引用者、以下同じ）

「公事方御定書」の編纂は、当初、御定書掛三奉行のうち勘定奉行の杉岡佐渡守能連がもっぱらこれを担当した。「公事方御定書出来仕候節之書物取調之儀伺書」に、

公事方御定書之儀ハ、有徳院様思召ニて、最初杉岡佐渡守え被仰付、当時之例帳之様ニ出来仕候処云々

と記されるように、徳川吉宗は「公事方御定書」編纂を開始する際、その仕事を杉岡能連に命じたのである。⁽⁶⁴⁾杉岡は、二十一歳の元禄二年（一六八九）に勘定として出仕して以来、勘定奉行所の役人としての一生を送った。元禄

九年（二六九六）に勘定組頭、四十三歳の正徳二年（二七一）に勘定吟味役と歩を進め、そして六十三歳の享保十六年（一七三二）には勘定奉行に榮進している。それから七年後の元文三年（一七三八）七月、現職のままで七十歳の生涯を閉じた。⁽⁶⁵⁾「公事方御定書」編纂に従事している最中の逝去である。

杉岡は勘定吟味役、勘定奉行の地位にあったのだから、「評定所法規集（仮称）」および「評定所御定書」について、その内容を熟知していたに違いない。「評定所御定書」については、勘定奉行としてその取りまとめに指揮をふるい、幕府法としての公認を取り付けたのも彼の功績であったと推測される。⁽⁶⁶⁾杉岡に「公事方御定書」の編纂を担当させたのは、このような背景があったからである。こうした点からも、「公事訴訟取捌」と「公事方御定書」とは、密接に関連する幕府法であったことが了解できるであろう。つまり、幕府法は出入筋の判断基準を備えた「公事訴訟取捌」と、主として吟味筋を裁く裁判規範である「公事方御定書」との二本立てとして、寛保二年四月からその運用が始まったのである。

ところで、「公事訴訟取捌」は出入筋を裁くための法典、片や「公事方御定書」は吟味筋を裁くための法典として両者の関係を捉えた場合、ひとつの疑問がわき起こる。それは、「公事訴訟取捌」が第十四項に裁許破綻背其外御仕置者大概の項目を設け、ここに吟味筋に関する一九二箇条の法文を置いていることである。「評定所法規集（仮称）」を土台として「評定所御定書」を編纂し、さらにこれを増補整備して「公事訴訟取捌」とするについては、——前掲した一覧表でも確認できるように——第十四項に属する法文を多数増補し、その結果第十四項は一九二箇条の多きに達したのである。このことをどのように理解したらよいかということである。

いうまでもなく、「公事方御定書」は訴訟の判断規準として評定所一座が所持すべき法典であった。次に示す法文がそれを如実に語っている。

一三奉行所え不訴出、直ニ評定所え訴訟ニ罷出候ものハ、其筋之奉行所え罷出候様ニ申渡、其筋之奉行所にて吟味之上、落着之儀は、一座相談之上可申付事、

（「公事方御定書」下巻第四条無取上願再訴并筋違願之事の第四項）

一公事吟味之儀、式日立合え差出、即日不相済儀は、懸り之奉行宅にて日数不掛様ニ吟味を詰、一座評議之上、裁許可申付候、

（「公事方御定書」下巻第七条公事吟味銘々宅にて仕候事）

右の法文が末尾を「一座相談之上可申付事」「一座評議之上、裁許可申付候」という文言で締めくくっていることから判明するように、これらの法文は評定所一座に指示する形式をとっている。したがって、左の法文に、

一公事扱願出候節、日数二十日に可限、但、遠国懸り合候出入ハ、往来日数を考、其節々之日限相極可申付事、

（「公事方御定書」下巻第十五条出入扱願不取上品并扱日限之事の第二項）

一酒狂にて人を殺候もの 下手人

但、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免願申出候共、取上間敷事、

（「公事方御定書」下巻第七十七条酒狂人御仕置之事の第一項）

とあって、「相極可申付事」「取上間敷事」と指示する場合も、評定所一座に向けた指示と見なしてよいであろう。

つまり、「公事方御定書」は評定所一座の指針としてこれが編纂されたのである。⁽⁶⁷⁾ 前掲の他見禁止を通達した書付

に「奉行中心得ニいたし、猥ニ他見無之様」と記すのは、評定所一座を構成する三奉行が主として用いるための法典として「公事方御定書」が編纂されたことを意味する。それ故、「公事方御定書」を下付されたのは、評定所お

よび評定所一座を構成する三奉行、御定書掛の部局、京都所司代、大坂城代など、ごく限られた幕府首脳のみである。⁽⁶⁸⁾

そうなる、評定所留役、寺社奉行所に出役する吟味物調役、町奉行所の吟味方与力、勘定奉行所の支配勘定など訴訟を担当する実務役人は評定所備え付け本や各奉行の所持本を通じて見ることはできたとしても、代官役所や遠国奉行所などの裁判役所は、「公事方御定書」を直接手にとって見ることはできないのである。これらの実務役人および裁判役所が処理する案件は、出入筋ばかりではなく吟味筋の事案も存するのであり、吟味筋を裁くための指針もまた必要なのである。「評定所御定書」以来、刑事法規を大幅に増補し、「公事訴訟取捌」に至っては裁許破綻背御仕置者大概という項目を設けて、ここに吟味筋に関わる一九二箇条の法文を収載したのはそのためである。

なお、次のことを付言する必要がある。それは、「評定所法規集（仮称）」「評定所御定書」「公事訴訟取捌」の写本のなかに、編纂途上にある「公事方御定書」下巻の法文を附載する伝本が存するという事実である。すでに紹介したように、「当時御法式」という表題をもつ「評定所法規集（仮称）」「裁許破綻背」「元文秘録」という表題をもつ「評定所御定書」、および「御定書（仮称）」「台政評定訣」という表題をもつ「公事訴訟取捌」がそれである。「当時御法式」は寛保元年九月二十二日下知の八箇条の法文、「裁許破綻背」は寛保二年二月二十九日下知の三箇条の法文、「元文秘録」は寛保元年九月二十二日下知、寛保二年二月二十九日下知の両者の法文を収載する。また、「台政評定訣」は元文五年閏七月に始まって寛保二年二月二十九日に至る十一回分の下知の法文五三箇条を収載する。⁽⁶⁹⁾

その後、次の写本もまた「公事方御定書」の編纂途上の法文を附載することを知ることができた。それは、「評定所御定書」の伝本中の「御評定所御定書」（実践女子大学図書館蔵）、「公裁一件」（明治大学図書館蔵）である。両本ともこのたびの「評定所御定書」翻刻にあたって対校本として用いた比較的良好な伝本であり、この両本は質地に関する触書などと共に、寛保二年二月二十九日下知の法文を収載する。また、「公事訴訟取捌」翻刻の底本に採

用した「公事取捌記」は、触書や評定所留役への照会などと共に、寛保元年九月二十二日下知の法文七箇条を収載する。このように「公事方御定書」の編纂途上にある法文を附載するのは、吟味筋の案件にも対応できるように刑事法規を補充したためと考えられる⁽⁷⁰⁾。

以上に述べたところから、「公事方御定書」上下巻は、評定所一座の準拠法として編纂制定された幕府法であり、片や「公事訴訟取捌」は評定所留役などの実務役人をはじめとして、遠国奉行所や代官役所などの実務役人の準拠法として編纂制定された幕府法であったと言えよう。「公事訴訟取捌」の方は秘密法ではなかったから、実務役人は各自に書写して所持していたと考えられる⁽⁷¹⁾。それらを公事宿がいち早く入手し、庄屋達は代官およびその下僚を通じて借写し、あるいは宿泊した公事宿より提供を受けて転写したと思われる。このようにして、「評定所御定書」や「公事訴訟取捌」は地方の庄屋階級にまで流布したのである。流布の様相は「公事方御定書」下巻に類似する。

むすび

民事実体法を収載する「公事訴訟取捌」という法律書が、写本として多数伝存することは知られており、それが幕府法であるらしいことは察していた。しかし、それ以上のことはほとんど解明されておらず、正体不明の法律書であったといっても過言ではない。本稿はその「公事訴訟取捌」が「公事方御定書」と同時に施行された幕府制定法であることを実証しようとしたものである。その成立過程を跡づけるとともに、各段階を示す伝本を翻刻し、校訂を施した法文を提示した。この考察が正鵠を射ているならば、さまざまな角度からあらためて幕府法を検討する必要があることとなる。大方の御示教を願う次第である。

- (1) 大岡家文書刊行会編『大岡越前守忠相日記』上巻一六七頁、昭和四十七年、三一書房。
- (2) 「評定所御定書」、国立公文書館内閣文庫蔵「雜書」(架号一八一―一三九)の第十四冊所収。
- (3) 「評定所御定書」と題する写本として国立公文書館内閣文庫所蔵本(淺草文庫旧蔵、書写年不明、著者所蔵本(寛保三年書写本の転写本)、「御評定所御定書」と題する写本として名古屋大学法学図書館所蔵の寛延元年奥書本(奥野彦六氏旧蔵)、同法学図書館所蔵の安政六年筆写本、実践女子大学図書館奥村藤嗣文庫蔵の宝暦四年書写本の転写本とを確認した。また、「御評定所定書」という内題を持つ伝本が翻刻されている(名古屋控訴院管内『司法資料』一九号所収、昭和十年、名古屋控訴院)。
- 名古屋大学法学図書館所蔵本の閲覧に関しては、同大学大学院法学研究科教授神保文夫氏のご高配に与った。
- (4) 「公事訴訟取捌」明治大学図書館蔵公爵毛利家文庫本(架号三三二・一―一四)。
- (5) 「公事訴訟取捌」の奥書は、浅井半左衛門以下の四人の褒賞理由について、「御定書御用相勤候ニ付」あるいは「御評定御用相勤候ニ付」とする写本も存する(註37参照)。
- なお、この四人は、寛保二年(一七四二)六月十二日に始まる「公事方御定書」の増補修正作業にも従事している(高塩博「寛保三年増修の「公事方御定書」下巻について」『日本文化研究所紀要』九五輯一二―一三頁、平成十七年)。
- (6) 石井良助氏は「庁政談」という表題を持つ写本として、内閣文庫本のほかに東京帝国大学法学部所蔵本の存在を指摘しておられる。その他、九州大学法制史資料室にも所蔵されているが(架号kji一八一C―三〇)、未見である。東京大学本については、後掲の橋本久論文がこれを簡略に紹介している。
- (7) 茎田佳寿子『江戸幕府法の研究』八九―一〇七、二九七―二九九、四八四―五六四頁、昭和五十五年、巖南堂書店(以下、本書を「茎田著書」と称する場合もある)。
- (8) 茎田佳寿子『江戸幕府法の研究』一〇一頁。
- (9) 茎田佳寿子『江戸幕府法の研究』九八頁。
- (10) 茎田佳寿子『江戸幕府法の研究』一〇一―一〇二頁。
- (11) 茎田佳寿子『江戸幕府法の研究』一〇三―一〇四頁。
- (12) 茎田佳寿子『江戸幕府法の研究』九九頁。
- (13) 林紀昭「鏡櫓文書館蔵『御定書写』―御定書系藩刑法典の一考察」参考史料(Ⅱ)―関西学院大学『法と政治』三三三巻二号、

昭和五十七年。

(14) 橋本久「弘前藩の刑法典(七)―寛政律―」大阪経済法科大学『法学論集』一五号、昭和六十二年。

(15) 橋本久「公事訴訟取捌」(京都大学法学部所蔵)大阪経済法科大学『法学研究所紀要』八号、昭和六十二年。

(16) 同右九八頁。

(17) 橋本久「公事訴訟取捌」小考」高井悌三郎先生喜寿記念『歴史学と考古学』所収、同記念事業会編、昭和六十三年、真陽社。

(18) 藪利和「資料」公事訴訟取捌」『札幌学院法学』一二巻二号、平成八年。

(19) 翻刻の底本とした「御評定所御定書」(名古屋大学法学図書室蔵)には、左の五箇条の法文が欠落している。すなわち、「公事訴訟取捌」の第六条、質田地の第十一条・第二十条、裁許破綻背の第五十一条・第百十六条である。その他に、三箇所、語句を大きく脱落させている。すなわち、馬継河岸市場論の第五条から第六条にかけて、同じく第十条から第十一条にかけて、跡式家督養子等之事并夫妻離縁先住遺跡之事の第十七条から第十八条にかけてである。

(20) 校合に用いた(2)「評定所御定書」(国立公文書館内閣文庫蔵「雜留」第十四冊所載)は、横丁で墨付三七丁である。紐の綴じ直しの際に生じたと覚しき一〇丁分の錯簡と一丁分の落丁とが存し、法文の脱落や誤字脱字も少なくない。しかしながら、それでもなお比較的良質な伝本と思われる。対校本に採用した所以である。

(3) 「御評定所御定書」(実践女子大学図書館蔵)は、半紙本で墨付七二丁である。法文の脱落、改行すべき次条を追いついで書写する箇所、あるいは誤字脱字などにおいて、底本と共通する箇所が多々見られる。本書は「評定所御定書」の本文(四九丁)のほかに、「公事方御定書」の編纂途上の法文や質地に関する記事など(二三丁)を附載する。

(4) 「公裁一件」(明治大学図書館蔵)は、題簽に「公裁録 全」と記される。「公裁一件」という表題は内題による。半紙本で墨付八九丁である。脱落法文や、誤字脱字等から見て、底本や(3)「御評定所御定書」と系統を異にする伝本である。本書もまた、「評定所御定書」の本文(五六丁)のほかに「公事方御定書」の編纂途上の法文や質地、借金銀などに関する記事(三三丁)を附載する。

(21) 内閣文庫本「評定所御定書」は、借金家質の末尾に評定所一座の申合せである八箇条の覚を掲載する。名古屋大学本、著者蔵本も同様である。覚の日付は元文三年二月廿五日であるから、これらの伝本は元文二年十一月成立以後の加筆が施されているのである。

(22) 「公裁書并御定法」という表題は、表紙への打付書である。奥書は最初に「右は公裁懷鏡、他え開書可禁之、宝曆六年子十一月、墨付三拾五枚」とあり、続いて「宝曆十三年八月日、甲府にて写之、小淵沢村之内高野組、久保田又右衛門[㊦]六十七歳書之」とある。

(23) 「御評定所御定書」という表題は、題簽に記された書名である（口絵参照）。「寛永」を「寛政」と誤写する箇所が存するので、その書写年は寛政年間（一七八九～一八〇〇）以降のことである。

(24) この三本中、「公裁之御条目」がもつとも誤字脱字の少ない写本である。脱落法文は、山野入会村境論の第五条、跡式養子離別後住論并引取人の第三十五条の二箇条をかぞえるにすぎない。

(25) 「御評定所御定書」の後段部分の成立は、元文二年（一七三七）二月以降のことである。それは、後段の最末尾に「元文二巳年二月御触」として質地之儀二付触書を掲載するからである。なお、この触書は「公事方御定書」が上巻第五十七条として採録するものである。

(26) 「寛」「右之通常々役人は心掛可申事也」という文言は、「当時御法式」「公裁書并御定法」には見られない。

(27) この奥書に「御定書巻六冊」と見えるのは、名古屋大学本の祖本が六冊本であったことを伝える記事であろう。名古屋大学本は一冊本であるが、法文を六巻に分けている。

(28) 調査できた五本中、(4)「公裁一件」（明治大学図書館蔵）のみは、元文三年午二月の触書を載せない。

(29) 『増補改訂内閣文庫蔵書印譜』六三頁、昭和五十六年、国立公文書館編刊。

(30) 前註の『内閣文庫蔵書印譜』によると、国立公文書館内閣文庫には、「正誼手沢の法令集、留書等二十余部」が所蔵されており、「大淀文庫蔵書記」「稲葉氏簿録」「淀」印の捺してあるのは、稲葉正誼が「要職に在ったとき執務上の参考に供したものである」と思われる記録類ばかりである」という。

(31) 林紀昭「鏡櫓文書館蔵『御定書写』―御定書系藩刑法典の一考察―参考史料(Ⅱ)―」関西学院大学『法と政治』三三巻二号三九四頁。

(32) 明治大学図書館は、昭和二十七年、文学部教授渡辺世祐氏の斡旋にて、毛利家史編纂所蔵書のほとんどの六九〇〇冊を購入した（飯澤文夫「明治大学図書館の収書に関する基本方針」に基づく特色ある資料群「図書の譜 明治大学図書館紀要」二号八二頁、平成十年、『明治大学図書館史 年譜編』四一頁、平成二十年）。

(33) 明治大学図書館の毛利家文庫本中には、「公事訴訟取捌」がもう一部存する（架号、〇九九―一一七）。本書は(2)「公事訴訟取捌」を忠実に転写した副本であり、その旨を奥書に「天保三壬辰之年謄写」と記している。表紙に記された表題には「幕府公事訴訟取捌 柳営」と見えている。

(34) 橋本久「弘前藩の刑法典(代)寛政律」大阪経済法科大学『法学論集』一五号一三一―一三二頁。

(35) 荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』九五頁。

(36) 内藤十右衛門は、諱忠尚、支配勘定から元文三年（一七三八）五月に勘定に進み、寛保三年（一七四三）十二月に五畿内代官となった。延享三年（一七四六）三月より寛延二年（一七四九）まで、越後国水原陣屋の代官を務めている。大面村の庄屋新田見曾左衛門が江戸に滞在した宝暦三年（一七五三）は、越前国本保陣屋の代官に就いていた（村上直・和泉清司・佐藤孝之・西沢敦男『徳川幕府全代官人名辞典』三三八頁、平成二十七年、東京堂出版）。

(37) 「公事訴訟取捌」について、編纂や施行等に関する幕府の記録は今日知られていない。「評定所御定書」についても同様である。したがって、「公事訴訟取捌」「評定所御定書」というのが、幕府の正式な呼称であるとの確認をとることができない。後述するように、これらの伝本は様々な表題をもつが、「公事訴訟取捌」「評定所御定書」というのが他の表題よりも数多く見られ、内容や成立経緯にも沿っているため、おそらくは幕府でもこれらの表題を用いていたと推察される。

(38) 浅井半左衛門以下の実務役人の褒賞理由について、明治大学図書館公爵毛利家文庫本、橋本氏翻刻の京都大学法学部本をはじめとして「御勘定御用」とするのが多いが、伝本中には「御定書御用」と記す場合（藪氏翻刻の東京大学法制史資料室本、明治大学博物館蔵本（架号〇〇―一四九）、著者蔵の「公裁大概」「公儀御定書」など）、あるいは「御評定御用」と記す場合（橋本氏翻刻の弘前大学附属図書館本）も見られる。

(39) 荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』九七頁。

(40) かつて「律令要略」という法律書を考察した際、「公事訴訟取捌」の成立は、元文二年十一月以降寛保元年頃の間求めらる」と述べたことがある（「律令要略」について「公事方御定書」編纂期における私撰の幕府法律書」「國學院法學」五二巻三号五四頁、平成二十六年）。

(41) 荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』八九―九六頁。

(42) 橋本久「公事訴訟取捌」小考『歴史学と考古学』所収六四七―六四八頁。

(43) 言うまでもなく、表題に「公」「公裁」「公儀」と記す伝本は、筆写者がこれを幕府法と認識していたことを示す。また、表題に「律令」の語が見られるのは、「評定所御定書」「公事訴訟取捌」が出入筋と吟味筋との両者を裁く法文を含んでいるからである。

(44) たとえば、「庁政談」には次のような大きな脱文を指摘することができる。裁許破綻背の項の第二七五条と第二七六条との間に、「一輕キ者養娘致、遊女奉公等ニ出し候儀云々」の法文より「一酒狂乱氣ニて人を殺候共、下手人、但シ云々」までの八ヶ条を脱落させている。その他、法文配列の転倒、誤字脱字などは列挙に困難なほどに多数である。石井良助氏が解説文中、「誤脱甚だしく、意味不明の箇所も少なくない」と言われる所以である(同氏編『近世法制史料叢書』第三序、三頁、昭和三十四年、復刊訂正第一刷、創文社)。

(45) 荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』九二・二九八頁。

(46) 「御当代式目」には、跡式養子離別後住論并引取人の一箇条(一夫の極置跡式を、夫死後、後家心儘ニ外え可讓分ヶ筋無之)が見えない。しかしながら、同じ内容をもつ「公事三百餘狀捌方」(著者蔵)という伝本にはこの法文が存する。脱文とみるべきであろう。

(47) 「御当代式目」の法文数は三七七条である。しかし、脱落法文を少なくとも一一箇条を認めることが出来るので、三八八条以上の法文が存したことになる。つまり、「御当代式目」は、「評定所法規集(仮称)」を基として、これに一〇九箇条ほどを増加したのである。

(48) 著者蔵本中、「公事三百餘狀捌方全」と題する写本(奥書が無く、筆写年代や伝来の経緯等は不明)もまた「御当代式目」と同じ内容を有する。

(49) 荻田氏はこの点につき、前掲したように、第二群の類本は「第一群を原本として」増補するが、「増補分を「裁許破綻背」のあとに置くか、「御仕置者」のあとに置くかによって二系統に分かれる」と説く(『荻田著書』九三・九九頁)。伝本が二系統に分かれたのではなく、編纂途次の写本が民間に流出して筆写された結果として、「増補分を……御仕置者」のあとに置く」伝本が出現したのである。

(50) 「御当代式目」における裁判管轄と訴訟手続等に関する法文は、九箇条の一つ書きで構成される。「評定所御定書」と比較すると、第一条の末尾の「大岡越前守支配之分ハ、越前守初判え出之」の規定を欠き、第二条を第一条に追い込んで書写している。

又、第六条が見えず、第十二、第十三の兩条を第十一条に追い込んで書写している（『荃田著書』五一五～五一六頁参照）。

(51) 橋本氏の紹介された「公事訴訟取捌」の伝本中、「公事訴訟掛り」（二・三項三・三一条、ハーバード大学法学部蔵）という表題のものが存する（『「公事訴訟取捌」小考』前掲書六四六頁）。「御当代式目」と内容を同じくするかも知れない。記して後考を俟つ。

(52) 「評定所御定書」「公事訴訟取捌」の両者に見えない一四箇条の法文は、左の通りである（説点引用者）。

一 公事出入扱不申付事

一 火附 一 盜賊 一人殺 一人勾引 逆罪者 一名主等私曲非分 一 博奕 一 三笠附 一 取退無尽 一 隠遊女 一 巧事

右之外、公義へ懸り候義願出候共、扱セ申間鋪候、

一 公事扱出候節、日数廿日三可限、但、遠国へ懸り合出入ハ、往來日数を考、其節々日限可申付事、

（以上、「公事訴訟取捌」の項）

一 質地之年季ハ弥十ヶ年ニ限り、其余之永年季ハ無取上、

一流地に可致旨之証文、年季明二ヶ月までハ取上之、濟方申付ル、夫過候ハ、無取上、

一 私領百姓 公儀御仕置ニ成、田畑家財共に關所候節ハ、地頭へ取上ケ可申旨申渡事、但、年貢滯有之ハ取上候上ニて、質入之分ハ証文吟味之上於紛無ハ、払代金之内を以、質取主へ元金相渡候歟、金高不足ニ候ハ、地面ニて相渡候様ニ可申含、

（以上、質田地論借金の項）

一 取上田地之内質地証文宜分ハ、払代之内元金金主へ返、払代不足ニ候ハハ其田地渡之、但、書入借金ニ准シ、質地ニ不立分ハ不及沙汰、

（借金家質の項）

一 百姓之子共諸親類共ニ侍奉公ニ出、在所へ帰居、又は先主より少々合力等受候共、刀指候義停止之、

一 浦方山方稼候事ハ格別、在々有来物之外、新規之諸商売停止之、

一 盜之類、死罪より一等輕キハ入墨申付、其上にて盜等惡事致候へハ、死罪、

（以上、裁許破綻背の項）

一 町方之者共証人無之、相對を以一判之讓狀ハ、不用古法ニ候、

一 子共無之町人ハ、存生之内致吟味書置認、町年寄方へ相渡候、百姓ハ庄屋年寄加印之讓狀、家督之者へ相渡置、無左候ては紛敷書置ハ曾て取上無之候、

一 高拾石地面壹町、此定より少分候事停止、残高も是より少ク不可残、高式拾石地面式丁少キ田地持ハ子共諸親類ニも不可致

配分、

一 在々新規ニ少キはこら或は仏像建候事停止、
一 寛永八年末迄起立之寺院、古跡也、翌申年より起立候分、新地也、但、元禄申年古跡ニ御免候寺院百ヶ寺余有之、

(以上、御仕置者の項)

(53) 「評定所法規集(仮称)」から復活させた五箇条は、左の通りである。

一 夫之極置跡式を、夫死後、後家心儘ニ外へ可讓分筋無之、

(跡式養子離別後住論并引取人の項)

一 前菩提所より之挨拶も不承届、於剃髪は逼塞、

(離旦之事の項)

一 取上田畑御払之時、双方無証拠ニ付て取上之類ハ、其年之作付之分ハ作付候者方へ收納之、尤年貢諸役勤之、

(質田畑論借金之事の項)

一 不埒之義申出、相手大勢於呼出ハ、過料、

一 子方之内悪党者たりといへ共、殺害之仕方不埒においてハ、戸へ、右之託言も可仕答候者、其場へ出合候処、於無其儀ハ、所

払、
(以上、裁許破綻背の項)

(54) なお、「公事訴訟取捌御定書」については、茎田佳寿子氏の解説も参照されたい(「茎田著書」九二、二九八〜二九九頁)。

(55) 「評定所裁許之写」は、その表紙に文部省学術課の蔵書票が貼付されており、八四三の番号が与えられている。『出羽国山村山郡山口家文書目録』(史料館所蔵資料目録 第七集、昭和三十三年)を見ると、一頁の法令の項に本書が著録されている。したがって、本書は本来、国文学研究資料館が所蔵する「山口家文書」中の一冊である。しかしながら、いつしか館外に流失したらしい。筆者は近年、古書肆を通じて本書を入手した。

(56) 『出羽国村山郡山村山口家文書目録(その二)』史料目録八二集、一〇〜一二頁、平成十八年、国文学研究資料館編刊。

(57) 山村庄屋の山口三右衛門が江戸に滞在したのは、恐らく訴訟のためであり、伊勢屋清右衛門は公事宿を兼ねた旅宿であったと推測される。

「評定所裁許之写」は巻末に褒賞記事を載せ、その御定書掛三奉行の覧には大岡越前守の名も記されている。本書は「評定所御定書」の増補途中の伝本であるから、本来は褒賞記事が存しない筈である。追記と見るべきであろう。

(58) 「評定所裁許之写」には興味深い特徴がある。それは「〜におへては(〜におるては)」(「科重きハ(科重きハ)」(「取上なき

（取上なき）」「へだより（隔たり）」「かへとり候（買取候）」など、御国なまりと覚しき表記が見られることである。この表記で統一されている訳ではなく、時々出てくるところからすると、筆を進めるにつれて無意識のうちに訛りが出てしまったというべきであろう。

（59） 荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』九八頁。

（60） 「公事方御定書」下巻には、御定書掛三奉行の連名にて「右御定書之条々、元文五庚申年五月、松平左近将監を以被 仰出之、前々被 仰出之趣、并先例其外評議之上追々伺之、今般相定之者也、寛保二壬戌年三月二十七日」という奥書が存し、これに続いて、老中松平左近将監（乗邑）の名をもって秘密の旨が、「右之趣、達 上聞、相極候、奉行中之外不可有他見者也、寛保二壬戌年四月」と書き付けられ、これにより「公事方御定書」が施行となった。「公事方御定書」の施行については、敷利和「公事方御定書下巻」の原テキストについて」（大竹秀男・服藤弘司編『高柳真三先生頌寿記念 幕藩国家の法と支配』所収、昭和五十九年、有斐閣）参照。

（61） 「公事方御定書」はいわゆる民事紛争を解決する指針となるべき実体法を含んでいない。わずかに質地・小作、利足、家質などに関する規定を持つにすぎない（下巻第三十一条質地小作取捌之事、第三十二条質地滞米金日限定、第三十三条借金銀取捌之事、第三十四条借金銀取捌定日之事、第三十五条借金銀分散申付方之事、第三十六条家質并船床髪結床書入証文取捌之事など）。

（62） 「公事方御定書」の法典としての性格について、服藤弘司氏は、「公事方定書は徳川幕府の民事裁判法典としての側面をも具有して」おり、「民刑両事件を取捌く徳川幕府の総合的裁判法典であったと性格づけねばならない」と述べておられる（「公事方定書の性格―主としてその編纂事由に着目して―」『社会科学の方法』一〇巻九号九頁、昭和五十二年）。民事事件を裁くための実体法を多数含む「公事訴訟取捌」が、幕府制定法として「公事方御定書」と並んで施行に移された、という本稿の考察が射ているならば、「民刑両事件を取捌く徳川幕府の総合的裁判法典」であるという見解は、再検討を要するであろう。

（63） 石井良助編『享保撰要類集』第一、三七頁（被仰出御書附之部、御定書猥ニ他見有之間敷旨御書付之事、昭和十九年、弘文堂書房）。

（64） 「御定書出来候節之書物取調候趣」『徳川禁令考』後集第一、提要二九頁。なお、荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』三八・二三四頁、高塩博「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について」『國學院法學』四八巻四号二六頁参照。

（65） 『寛政重修諸家譜』第十九、二二一―二二二頁、（昭和四十一年、続群書類従完成会、『柳宮補任』巻之六の四二・五八頁、巻

之十八の二四〇頁（東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』昭和三十八年、東京大学出版会）。

(66) 「評定所御定書」と勘定奉行杉岡能連との関係をうかがわせる史料が存する。それは、「右心得書杉岡佐渡守殿御勘定御奉行之節、平山明府之書也、延享二丑年臘月」という奥書を持つ「評定所御定書」伝本の存在である（國學院大學図書館陰文庫蔵の「三奉行手箱鑑」、著者蔵の「御公儀新規御定法」。なお、著者蔵本には「延享二丑年臘月」という日付を欠く）。この記事が事実を伝えているとの確認はとれないが、杉岡が勘定奉行として「評定所御定書」の成立に関わりがあったからこそ生じた記述であろう。

(67) 「公事方御定書」の性格について、石井良助氏も「一般的には、御定書は評定所一座の評議のための基準といつてよい」と述べておられる（『公事方御定書の制定のこと』『第五江戸時代漫筆 將軍の生活その他』一六六頁、昭和四十二年、自治日報社）。

一方、平松義郎氏は、「公事方御定書」の性格を別な視点からながめて、これを「行政内規集」と捉えておられる。すなわち、平松氏は「御定書は上・下巻一体として本来秘密たるべき行政（裁判をも含む）の内規集と解したのである。……現代的評価にあつては、御定書は、法規、先例、判例、通達・訓令等渾然一体となつた法曹法であり、いわば行政内規集と見るほかはない」と述べておられる（『徳川禁令考』・「公事方御定書」小考（一）、『創文』一八六号一九頁、昭和五十四年）。

(68) 「公事方御定書」は、將軍座右用の「御前帳」、老中執務室の御用部屋用の「御次帳」、評定所備え付け用の写本が各一部作成された外、評定所一座を構成する三奉行に各一部、御定書掛の部局に一部、地方では京都所司代と大坂城代に各一部が作成されて下付されたにすぎない（平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』五四六～五四七頁、昭和三十五年、創文社）。

(69) 高塩博「公事方御定書」の編纂途上の法文を載せる法律書『國學院法學』五二巻一号、平成二十六年。

(70) 「公事取捌記」は、「公事方御定書」下巻における寛保元年九月二十二日下知の法文中、第三十九条倍金并白紙手形にて金銀貸借いたし候もの御仕置之事を収載しない。その理由は、白紙手形による借金銀を処罰する法文が、「公事取捌記」の借金家質出入第十条に存するからである。

(71) 司法省に引き継がれた幕府評定所記録のなかに、「公事方御定書」は著録されるが、「公事訴訟取捌」は見られない（法務省法務図書館蔵「旧幕府書類細目録」、東北大学附属図書館蔵「徳川幕府評定所記録目録」）。この事実、「公事訴訟取捌」という法典は、評定所に備え付けるべき性質の法典ではなく、実務役人が各自手元に備えるべきものであつたからとも考えられる。

附記するに、御定書掛寺社奉行として増補修正の事業を指揮した大岡忠相の旧蔵書のなにも、「公事方御定書」は含まれるが、

「公事訴訟取捌」は存しない（大石慎三郎『大岡越前守忠相日記』解題「同書上巻一頁、昭和四十七年、三一書房」）。